



# 山形県公報

平成24年8月7日(火)  
第2366号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規則

○山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則……………(保健薬務課) ……953

### 告示

- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林課) ……954
- 基本測量の実施の通知……………(用地課) ……958
- 公共測量の実施の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……959
- 同……………(同) ……同
- 港湾計画の変更の概要……………(空港港湾課) ……同
- 同……………(同) ……960
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁地域振興課) ……961
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(河北病院) ……同

## 規則

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月7日

山形県知事 吉村美栄子

### 山形県規則第42号

#### 山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和39年9月県規則第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「」の」を「。以下同じ。)(当該所得税額の計算において、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する扶養親族(以下「扶養親族」という。)がいる者のうち、当該年の末日(当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあっては、死亡した日。以下同じ。)における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあっては当該扶養親族1人につき38万円を同法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、当該年の末日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあっては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として計算するものとする。)の」に改める。

#### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の第3条第1項の規定は、平成24年7月分以後の月分として徴収する入院に要する費用について適用し、同年6月分以前の月分として徴収する入院に要する費用については、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第799号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字李山字階子沢12114、字瀧沢12115
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大沢字小巖石868の1・868の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、字本助向869の1、869の2、869の4（次の図に示す部分に限る。）、869の9から869の12まで、字金連沢823の1・823の4（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、823の6、823の7、字南沢一871の1、字蛭沢969の1
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字立石沢1612の1、1612の4から1612の8、字小猿倉沢1608の1、1608の2（次の図に示す部分に限る。）、1608の3から1608の5まで、字大猿倉沢1609の1（次の図に示す部分に限る。）、1609の3から1609の6まで、字山葵沢1607の1（次の図に示す部分に限る。）、1607の2から1607の5まで、字夫伐沢1606の2（次の図に示す部分に限る。）、1606の4、1606の11、字太作沢1605の1（次の図に示す部分に限る。）、1605の2、字檜原沢1604の1（次の図に示す部分に限る。）、1604の2、字天狗沢1603（次の図に示す部分に限る。）、字八谷沢1601の1・1601の2（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字大猿倉沢1609の2（次の図に示す部分に限る。）、1609の7、字平八沢1611の1・1611の5（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、1611の9、1611の10、1611の12
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字普洞沢1613の1（次の図に示す部分に限る。）、1613の2、1613の6から1613の54まで
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字築沢字行夫沢6967の1、6967の2（次の図に示す部分に限る。）、字西ノ沢6968の1、6968の2（次の図に示す部分に限る。）、字滑ノ沢6969（次の図に示す部分に限る。）、字分銀沢6970（次の図に示す部分に限る。）、字源左エ門沢6971（次の図に示す部分に限る。）、字相渡沢6972（次の図に示す部分に限る。）、字東沢6973（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字築沢字越戸沢6965の1、6965の2（次の図に示す部分に限る。）、字白樋沢6966（次の図に示す部分に限る。）、字助ノ沢6974の2・6974の3（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）、6974の4
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大平字産産855の1
- (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字産産855の1（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字小荒沢1637の1から1637の4まで、字白夫平裏1639の38、1639の43、1639の44、1639の72
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字白夫平裏1639の43、1639の44
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字綱木字西苔々美沢340の1、340の2、340の11から340の20まで、字小沢342、342の5、342の10から342の13まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字口田沢字持原山3225、3225の14から3225の26
- (2) 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字大小屋上ノ台一1264（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字赤芝町字白ヶ窪山1316、1317の1、1318
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 14 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字沢ノ入1654、1654の1から1654の5まで、1654の9から1654の25まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字沢ノ入1654、1654の17から1654の25まで
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 15 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
米沢市大字入田沢字水沢北ノ沢1582の42・1582の44（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

16 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字入田沢字百子沢1615の14、1616の17、1616の53、1616の55、1616の62、1616の63、1616の66

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備えて縦覧に供する。)

#### 山形県告示第800号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 基本測量を実施する地域

山形市、米沢市、鶴岡市、上山市、南陽市、  
西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町

2 基本測量を実施する期間

平成24年10月1日から平成25年3月8日まで

3 作業の種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

#### 山形県告示第801号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

山形市内

2 公共測量を実施する期間

平成24年7月13日から同年10月31日まで

3 作業の種類

公共測量（新産業団地開発に伴う現況測量に必要な基準点測量）

**山形県告示第802号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市柳田地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年7月23日から同年9月23日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（街区多角点復旧測量作業）

**山形県告示第803号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山辺町嶋ノ前土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
東村山郡山辺町（一部）
- 2 公共測量を実施する期間  
平成24年7月17日から同年9月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量  
土地区画整理  
（基準点及び出来形確認測量パラメータ補正）

**山形県告示第804号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく酒田港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成24年8月7日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更の概要  
平成18年7月県告示第757号によりその概要を公示した酒田港港湾計画について、次のとおり変更した。
  - (1) 物流
    - イ 危険物取扱施設計画  
ドルフィン

地 区 名	公共用又は 専用の別	水 深 (メートル)	バース数	変更の内容
本港地区 (大浜石油栈橋)	専用	7.5	1	既設の変更計画
	専用	7.0	1	既設



ロ 水域施設計画  
泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）	変更の内容
本港地区	7.5	2	既設の変更計画
	7.0	6	既設の変更計画

(2) 港湾の効率的な運営に関する事項を追加した。

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

山形市松波二丁目8番1号 県土整備部空港港湾課

山形県告示第805号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく加茂港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成24年8月7日

加茂港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 変更の概要

平成9年12月県告示第1234号によりその概要を公示した加茂港港湾計画について、次のとおり変更した。

(1) 港湾環境整備施設計画

緑地

地区名	面積（ヘクタール）	変更の内容
加茂地区	1	既設の変更計画

(2) 土地造成及び土地利用計画

地区名	面積（ヘクタール）	用途
加茂地区	1	交流厚生用地

2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

山形市松波二丁目8番1号 県土整備部空港港湾課

山形県告示第806号

次の開発行為は、完了した。

平成24年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成24年7月17日 指令村総建第5011号

2 開発工区に含まれる地域の名称

第3工区

上市市長清水一丁目2番14、2番15、2番16の一部、2番17、2番18、6番2、7番2、7番4、12番、12番2、12番3、12番8、13番2、171番1、171番2、171番6、171番7、172番10、186番9、186番11、186番12、202番1、203番1、203番9、203番内乙号、250番1、250番5、250番6

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

上市市八日町2番20号

有限会社 山形第一不動産



代表取締役 渡辺秀賢

---

**公 告**

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年8月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人おのがわ
  - (2) 代表者の氏名  
二階堂 富太郎
  - (3) 主たる事務所の所在地  
米沢市小野川町2495番地
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、小野川温泉及び周辺地域の「ホテルの里」に代表される良好な自然環境、景観、雪、温泉など質の高い資源を活かし、小野川スキー場を中心に温泉街活性化の推進、スキー技術の向上及び普及のための事業等を行うことにより、スポーツの振興を図り、併せて青少年の健全育成を図ることを目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年8月7日

山形県立河北病院長 菊 地 惇

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
X線CT装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立河北病院医事経営課施設用度係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237（73）3131
- 3 落札者を決定した日 平成24年7月23日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東芝メディカルシステムズ株式会社山形支店 山形市十日町一丁目3番29号
- 5 落札金額 156,450,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年6月12日

平成24年8月7日印刷  
平成24年8月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056